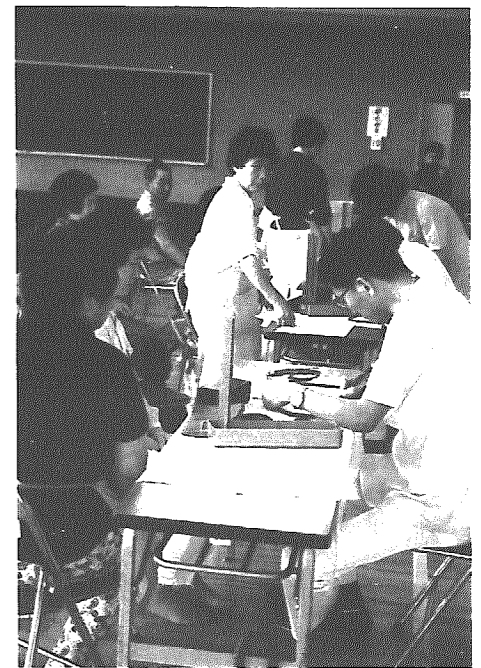


今年の、成人病検診

検診はあなたが“あなた”に贈るプレゼント。



昨年の村総合検診

胃部検診のご案内
検診日時と会場

検診日	時間	会場
6月13日(木)	午前 7:30 ~ 10:00	間瀬漁協センター白岩
6月14日(金)	午前 7:30 ~ 10:00	岩室公会堂 石瀬公会堂
6月15日(土)	午前 7:30 ~ 10:00	役場保健センター
6月17日(月)	午前 7:30 ~ 10:00	旧役場脇体育館
6月18日(火)	午前 7:30 ~ 10:00	旧役場脇体育館

・検診料、胃がん500円は当日徴収します。
 ・当日は、検診をスムーズに受診できるよう、申込数に応じて検診車を増車いたします。

総合検診・大腸部検診のご案内
検診日時と会場

日程	受付時間	
	(午前) 9:00~11:00	(午後) 12:30~3:00
6月5日(木) 間瀬小学校	間瀬1区・2区・3区・4区	間瀬5区・6区・7区
6月6日(木) 村民体育館	金池・石瀬・久保田・猿ヶ瀬・南谷内	岩室・樋曾・栄
6月7日(金) 村民体育館	橋本・西長島・北野・西中・白鳥・濁上	夏井・横曾根・西船越・新谷・油島・高畑
6月10日(月) 村民体育館	原・津雲田・富岡・高橋・和納9区・11区	和納1区・2区・10区・12区
6月11日(火) 村民体育館	和納3区・4区・5区	和納6区・7区・8区

・レントゲン検査結果で異常が認められた方については後日通知します。
 ・検診の結果は、おおむね2か月後にお知らせいたします。

成人病は、若い時から徐々に進行する病気です。これを予防するには検診が一番。検診は、「自分の健康は自分で守る」というセルフ・ケアのスタートラインです。自分の生活の年中行事として定期的に行うようにしましょう。そこで村では、ことしも皆さんの健康づくりの一助として総合検診や各種検診を実施しますので忘れずに受診しましょう。

〔総合検診検査項目〕①レントゲン検診：16歳以上（学生を除く）の人で、勤め先などで年一回のレントゲン撮影をしていない方が対象です。
 ②貧血検査：16歳から29歳までの女性を対象に希望者に対して行います。
 ③基本健康診査：検診を受ける30歳以上の全員の受けていただきます。検査項目は、検尿・身体測定・問診・血圧測定・血液検査などです。
 ④循環器検査：基本健康診査で、何らかの異常が見られた人を対象に心電図と眼底検査を行います。
 ⑤肺がん

検診（レントゲン撮影）：40歳以上のみなさん全員が対象です。
 ⑥肺がん検診（喀たん細胞診）：50歳以上の方で、問診の結果①たばこの喫煙指数が600（一日の喫煙本数×喫煙年数）を超える人
 ②最近6か月以内に血たんの出たことのある人
 ③重クロム酸や石綿などを取り扱う仕事に就いている人、又は就いたことのある人で希望者に対して実施します。
 ⑦大腸部検診：検便検査の便潜血反応により、大腸部の異常を見つける検査です。本人が直接来なくても検便のみを提出していただければできる検査です。なお検査には、自己負担400円が必要です。以上が、ことしの総合検診の検査内容です。ことしもご家族そろって必ず受診しましょう。なお、総合検診及び各種検診についてのお問い合わせは、役場保健衛生課（☎82-411-11内線一二二、一二三）までどうぞ。

シートベルトして安全春の道
春の全国交通安全運動

5月11日～20日



暖かな陽気に誘われて、つい外出したくなる季節です。しかし現代は「クルマ社会」、一歩外へ出たならば、私たちは常に交通事故と背中合わせになっていくと言っても過言ではありません。そこで今年も、5月11日(土)から20日(月)までの10日間「春の全国交通安全運動」が展開されます。運動の重点は、①シートベルト、ヘルメットの正しい着用 ②若者運転者による無謀運転の追放 ③子どもの交通事故防止 ④違法駐車等の締め出しなどです。家族で交通ルールを再確認し、交通マナーを高めていきましょう。

ところで、最近のクルマ社会を見ているとドライバーの高齢化という新しい事態を迎えようとしています。つまりシルバードライバーが増え、これまでと違った交通問題が出てくること

が予想されます。そこで、平成二年中の巻警察署管内の交通事故発生状況を見てみると、岩室村の占める割合は発生件数で10.9%（42件）、死者数で6.3%（1人）、傷者数で11.9%（57人）となっています。また、このうち高齢者の占める割合は19%となっており、警察署管内においても22.9%と年々高くなってきています。では、シルバードライバーの交通事故を防ぐにはどうすればよいのでしょうか。年齢とともに、心身機能が低下するのは避けられないことです。となれば、「自分の心身機能はどのくらい低下しているのか」を正しく把握し、常に気を引き締めて、年齢と体力に合った「ハンドル操作」を心がけるようにしましょう。

森林は大切な財産です
林野火災の防止を

山菜採りのシーズンを迎え、野山に出かける人も多くなる季節です。そのせいか、この季節は一年中でも一番「林野火災」が多く発生する季節でもあります。林野火災の主な発生原因は、①入山者のたばこの投げ捨て ②たき火の開始 ③たき火の燃え移りなどです。このようなおこは、マナーを守って行えば未然に防げることです。これから、山菜採りなどにお出かけの際は、たばこの投げ捨てはもちろんなこと、強風時や空気が乾燥している時は、たき火などしないように十分注意し、皆さんの大切な財産である美しい森林資源を守りましょう。

今月下旬から来月にかけて

松くい虫の駆除をします

村内の山林、海岸地帯の松が「松くい虫」によって、つぎつぎに食い荒されています。村では、この松くい虫の被害を防ぐため、毎年、伐倒駆除を行っています。松くい虫は、松木を切り倒し、薬剤でくん蒸する方法で実施します。くん



松くい虫の伐倒駆除作業

ご存じですか
奥さんの年金

国民年金から、今回はサラリーマンの奥さんの年金についてお知らせします。

奥さんも国民年金に加入します

昭和61年4月から、サラリーマンの奥さんは、全員（20歳以上60歳未満の人）が国民年金に加入することになり、サラリーマンの奥さんも本人名義の年金が支給されることとなります。厚生年金や共済組合に加入しているご主人に扶養されている奥さんは、第3号被保険者として加入します。しかし、ご主人が定年を迎えて会社を退職した後は、60歳になるまで保険料を支払って国民年金に加入しなければなりません。なお、サラリーマンの奥さんでも扶養されていない場合は、第1号被保険者か第2号被保険者として加入することになります。

主人の給料から奥さんの保険料が天引きされるわけではありません

厚生年金や共済年金では、奥さんがいても、独身でも保険料は同じです。保険料は決められた率を給料に掛けて計算されますので、奥さんの分の保険料がご主人の給料から天引きされるわけではありません。ご主人の加入する厚生年金や共済年金が制度全体として負担するしくみかとられています。

第3号被保険者の届け出のしかた

サラリーマンの奥さん（第3号被保険者）の届出をされるときは、「届書」に必要事項をご記入のうえ、ご主人のお勤め先で確認を受け、年金担当窓口へ提出してください。なお、ご主人のお勤め先で確認を受けない場合には、「届書」に①健康保険の被保険者証②ご主人の年金手帳をそえて、年金担当窓口へ提出してください。

蒸後、二週間はそのままの状態にしておきますので、山林の所有者・入山者の皆さんには大変ご迷惑をおかけしますが、大切な森林資源を守るためにご理解とご協力をお願いします。

また、山林、海岸林などで松くい虫の被害（枯松）にあった松を見つけた場合は、役場農林水産課（☎82-411-11内線一六四）までご連絡ください。